

# 住民基本台帳ネットワークシステムの活用による住所変更等の届出の省略

## 1 現在の社会保険庁における住基ネットの活用

社会保険庁においては、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)から、本人確認情報の提供を受けて、

- ① 20歳到達者情報の取得による国民年金の加入勧奨・職権適用(平成15年4月～)
- ② 裁定請求の際の住民票の写しの添付省略(平成15年10月～)

を実施しており、

- ③ 年金受給者の生存確認による現況届の省略(平成18年10月～(12月生月者から省略の対象))
- を実施する予定としている。

## 2 住基ネットの利用拡大の概要

### (1) 国民年金の未加入者対策(平成18年度～)

34歳に到達した者の本人確認情報を住基ネットから取得し、国民年金が適用されていない者(未加入者)に対して資格取得届出の勧奨等を行う。

### (2) 国民年金、厚生年金等の被保険者等の住所変更等の届出の省略(平成23年4月～)

現在、国民年金、厚生年金等の被保険者・年金受給権者の住所等が変更になった場合には、市町村又は事業所を通じて届け出ている。これについて、住基ネットから被保険者・年金受給者の本人確認情報を取得し、ねんきん事業機構において記録を変更することにより、住所変更等の届出が不要となる。

## 3 住民基本台帳法及び国民年金法等の改正

住民基本台帳法においては、住基ネットからの本人確認情報の提供先及び提供目的(事務)を法律上限定していることから、同法の改正を行う。また、大半の被保険者・年金受給者の住所変更等の届出を不要とするため、国民年金法等の改正を行う。

## 4 廃止する届出の種類・割合(粗い試算をしたもの)

※数値は、「処理データ量」も含まれ、正確な件数ではない。

	社会保険庁への 申請・届出	年金受給権者現況届	氏名・住所変更届等	算定基礎届	賞与等支払届
		平成18年10月～段階的に廃止	平成23年4月～段階的に廃止	(存続)	(存続)
件数・処理量	約1億3,600万	約2,600万	約700万	約3,300万	約1,200万
	100%	約19%	約5%	約24%	約9%

## 社会保険と労働保険の連携の推進について

### 1. 現 状

#### (1) 社会保険・労働保険徴収事務センターの設置（15年10月1日設置）

保険料徴収事務を一元的に処理するため、全国の社会保険事務所（312カ所）に社会保険・労働保険徴収事務センターを設置

#### 【実施事務】

- ア 保険料算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付（15年10月1日開始）  
社会保険の算定基礎届及び労働保険の保険料申告書等を受け付ける。
- イ 賃金・保険料額に関する事業所調査の共同実施（15年10月1日開始）  
徴収や適用の適正化のための社会保険の調査官総合調査及び労働保険の算定基礎調査を共同で実施する。
- ウ 事業所説明会の開催（16年3月1日開始）  
社会保険の算定基礎届説明会及び労働保険の年度更新説明会を開催し、あわせて両保険の適用勧奨、制度改正周知などを実施する。
- エ 滞納整理の実施（16年4月1日開始）  
社会保険と労働保険の保険料をいずれも滞納している事業所（共通滞納事業所）について保険料の納付督促を共同で実施し、差押えなどの滞納処分については、社会保険の職員が労働保険についても実施する。

#### (2) インターネットによる社会保険と労働保険に係る届出の一括受付（15年10月27日から順次実施）

インターネットを利用して、事業主が365日24時間、自宅や会社から時間の制約なく保険料徴収関係の届出を含め、社会保険と労働保険の各種届出の共通項目については一括（7グループ19届出）して行うことができることとした。

## 2. 今後の取組

### (1) 法律改正事項

#### ① 社会保険の算定基礎届と労働保険の年度更新の期限の統一（20年4月施行）

労働保険における年度更新（当該年度の概算保険料及び前年度の確定保険料の申告納付）の期限を、社会保険の標準報酬月額算定の届出の期限である7月10日に統一することにより、事業主による手続の簡素化等を図る。

#### ② 現物給与の評価の統一（20年4月施行）

報酬等の一部が通貨以外の現物（住居、食事等）で支払われる場合の評価について、社会保険・労働保険とも厚生労働大臣が定めることに統一するとともに、現物給与の標準価額を都道府県単位で統一して定めることとする。

#### ③ 労働保険の適用事業所に関する資料の提供要求（公布日施行）

社会保険と労働保険の連携の一環として、適用事業所に関する情報提供を行えるよう、都道府県労働局等が社会保険事務所等の官公署に対し、事業所に関する情報提供を求めることを可能とする。

※今通常国会に提出する「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（仮称）」に盛り込む。

### (2) その他の事項

#### ① 社会保険・労働保険に関する届出手続の改善

##### ア 社会保険・労働保険徴収事務センターの受付範囲拡大（18年10月から実施）

平成15年10月から社会保険事務所に設置されている社会保険・労働保険徴収事務センターにおいて、社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新時の申告書の受付を行っている。この受付範囲について、電子申請・届出システムにより受け付けている届出（7グループ19届出）にまで順次拡大する。

**イ 社会保険・労働保険の申請・届出様式の共通化（20年4月から順次実施）**

申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める。

また、電子申請・届出システムの入力の合理化についても合わせて推進する。

**② 社会保険・労働保険の適用の統一等（20年4月から施行）**

社会保険・労働保険の適用に関する通達について見直し、現行の法体系の下で可能な限りその解釈、表現の統一を図る。

また、既に適用されている事業所・事業に関しても、現行の法体系の下で可能な限り、取扱いに差異があればその解消に努める。

なお、将来的には統一事業主番号の付与を行うことも検討する。

**③ 保険料の計算・賦課・納付の在り方**

社会保険・労働保険の保険料の計算・賦課・納付に関し、事業主の利便性の向上等を図る観点から、賃金総額に着目する方法を社会保険に活用することを含め、その在り方について引き続き検討する。

## 事務費国庫負担の見直しについて

- 年金事務費について、国の厳しい財政事情にかんがみ、平成10年度以降、その一部に保険料を充てる財政上の特例措置が継続的に講じられてきたが、新たな年金運営組織の設立等の取組を機に、社会保険庁改革の一環として、受益と負担の明確化等の観点から、全額を国庫負担するという原則を見直し、平成19年度予算から、保険料財源の充当を制度化する。

### (参考1) 年金事務費への保険料充当の措置

- ・平成10年度～平成15年度 財政構造改革の推進に関する特別措置法
- ・平成16年度、平成17年度 財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律
- ・平成18年度 今国会提出の公債特例法案に基づき、引き続き、単年度の特例措置が講じられる予定

### (参考2) 国庫負担と保険料負担の区分について

- ・平成17年度より、国民の理解を得られるよう、国庫負担と保険料負担の区分を見直し、保険料負担を保険事業運営に直接関わる適用、徴収、給付、システム経費に限定した上で、職員人件費のほか、職員宿舎、公用車等の内部管理事務費を国庫負担とした。
- ・平成19年度以降も、国庫負担と保険料負担の区分については、平成17年度のを考え方を基本とする。

### (参考3)

#### ○財政制度等審議会答申（平成17年11月）

年金事務費はそもそも基本的に年金給付と密接不可分なコストであり、保険料を充てることにより給付と負担の関係がより明確になるというメリットもあることから、他の特別会計における事例等も参考にしつつ、受益と負担の関係の明確化や区分経理の厳格化の観点も踏まえ、恒久的な在り方を検討すべきである。

#### ○行政改革の重要方針（平成17年12月閣議決定）

年金事務費については、平成19年度より、受益と負担の関係の明確化等の観点から、その一部に保険料を充てる恒久措置を講ずるものとする。